

公益社団法人日本重症心身障害福祉協会認定 重症心身障害看護師制度規則

第1章 総則

第1条 日本重症心身障害福祉協会認定重症心身障害看護師制度(以下「本制度」という)は、重症心身障害の看護分野において、高い倫理観と熟練した看護技術及び知識を用いて、水準の高い看護実践のできる看護師を育成することにより、重症心身障害看護領域における看護ケアの向上を図ることを目的とする。

第2条 日本重症心身障害福祉協会(以下「本協会」という)は、前条の目的を達成するため、この規則により重症心身障害看護師を認定するとともに、本制度の実施に必要な事業を行う。

第3条 重症心身障害看護師とは、本協会の認定審査会で合格した者をいい、次の各号の役割を果たす。

- (1) 重症心身障害児者及び家族に対し、熟練した看護技術及び知識を用いて専門性・個別性の高い看護を実践する。
- (2) 看護実践を通して、看護・療育スタッフに対し教育的支援を行う。
- (3) 重症心身障害児者を取り巻く今日的課題に積極的に取り組む。

第4条 重症心身障害看護師制度の詳細は、別に細則で定める。

第2章 専門看護師研修部会

第5条 本制度の目的を達成するための制度の運営にあたって、本協会は、人材育成・研修委員会に重症心身障害専門看護師研修部会(以下「専門看護師研修部会」という。)を設ける。

第6条 専門看護師研修部会は、本制度の実施及び改善のための検討等を行い、必要事項等について定めることができる。

第7条 専門看護師研修部会の構成及び運営については、細則に定める。

第3章 教育機関の認定 教育機関の認定

第8条 重症心身障害看護師の教育機関については、細則に定めた条件を満たした研修機関を認定する。要件等については、細則に定める。

第9条 本協会理事長は、専門看護師研修部会が認定した教育機関に対して、認定証を交付する。

第4章 重症心身障害看護師の認定

第1節 重症心身障害看護師を認定する審査会

第10条 重症心身障害看護師に関する審査を行うために、認定審査会を設ける。

第 11 条 認定審査会は、重症心身障害看護師の認定とその更新の審査について審議する。

第 12 条 認定審査会の構成及び運営については、細則に定める。

第 2 節 申請資格

第 13 条 重症心身障害看護師認定審査を申請する者（以下「申請者」という）は、次の各号に定める資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 日本国の看護師免許を有すること。
- (2) 看護師の資格取得後、原則として通算 5 年以上の実務経験を有すること。そのうち通算 3 年以上は重症心身障害看護領域の実務経験を有すること。
- (3) 本協会が認定した教育機関において、所定の教育課程を修了していること。
- (4) 細則に定める所定のポイントを有していること。

第 3 節 重症心身障害看護師の審査及び認定

第 14 条 申請者は、細則に定める申請書類を認定審査会が定める審査料とともに、本協会認定審査会に提出しなければならない。

第 15 条 審査は、認定審査会が申請者に対して毎年 1 回行い、重症心身障害看護師の認定を行う。

第 16 条 本協会理事長は、認定審査会が重症心身障害看護師として認定した者に対して、重症心身障害看護師認定証を交付する。

- 2 本協会は、前項の認定証を交付した者を重症心身障害看護師名簿に登録する。
- 3 重症心身障害看護師認定証の有効期間は、交付の日より 5 年とする。

第 5 章 重症心身障害看護師の認定の更新

第 17 条 本協会は、重症心身障害看護師のレベル保持のため、認定更新制を実施する。

第 18 条 本協会の認定を受けた重症心身障害看護師は、認定を受けてから 5 年ごとにこれを更新しなければならない。

第 19 条 更新のため、重症心身障害看護師の認定を更新する者（以下「更新申請者」という）は、次の各号に定める資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 日本国の看護師免許を有すること。
- (2) 更新申請時において、重症心身障害看護師であること。
- (3) 更新申請時において、過去 5 年間に細則に定める看護実践や自己研鑽の実績があること。

第 20 条 更新申請者は、細則に定める申請書類を認定審査会が定める審査料とともに、本協会認定審査会に提出しなければならない。

第6章 重症心身障害看護師の資格の喪失

第21条 重症心身障害看護師は、次の各号の理由により、認定審査会の審議を経て、重症心身障害看護師の資格を喪失する。

- (1) 重症心身障害看護師の資格を辞退したとき。
- (2) 重症心身障害看護師の認定の更新をしなかったとき。
- (3) 規則第19条に定める認定更新の要件を満たさないと認定審査会が判断したとき。
- (4) 重症心身障害看護師としてふさわしくない行為があったとき。
- (5) 日本国の看護師免許を喪失、返上または取り消されたとき。

第7章 補則

第22条 この規則の改廃は、専門看護師研修部会の審議を経て、本協会理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規則は平成25年4月1日から施行する。なお、この規則は公益社団法人日本重症心身障害福祉協会の登記の日に「社団法人日本重症児福祉協会を公益社団法人日本重症心身障害福祉協会」と書き換える。
- 2 この規則の発効前において「社団法人日本重症児福祉協会認定 重症心身障害認定看護師」として登録されている者は、「公益社団法人日本重症心身障害福祉協会認定重症心身障害看護師」と名称変更した上で、そのまま認定される。

(平成27年10月12日一部改正)

この規則は平成27年4月1日から施行する

公益社団法人日本重症心身障害福祉協会認定 重症心身障害看護師制度細則

第1章 総則

第1条 日本重症心身障害福祉協会認定重症心身障害看護師制度規則（以下「規則」という）に定めるもののほか、施行に必要な事項については、この細則の規定に従うものとする。

第2章 重症心身障害専門看護師研修部会

第2条 公益社団法人日本重症心身障害福祉協会認定重症心身障害看護師制度規則第5条に定める専門看護師研修部会（以下「研修部会」という。）は、7名以上の委員をもって構成する。

2 研修部会委員の任期は4年とする。ただし、再任を妨げない。

3 研修部会の部会長は本協会理事会が任命し、副部会長は委員の互選によって選任する。

第3条 研修部会は、規則第6条に基づき、重症心身障害看護師制度の実施や改善のための検討を行う。その役割には、重症心身障害看護師教育機関の認定及びその教育内容の審査を含む。

第4条 研修部会は構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議決は、出席者の過半数によって行う。

第5条 研修部会の部会長は、議事録を作成し保管する。

第3章 教育機関

第1節 教育機関の認定

第6条 規則第8条に規定する教育機関の認定の要件は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 教育目的
- (2) 教育課程（カリキュラム及び教育期間）
- (3) 受講要件及び修了要件
- (4) 講師
- (5) 教育施設及び実習施設
- (6) 教育課程の運営

第7条 重症心身障害看護師教育機関の認定を受けようとする機関は、定められた認定申請書を本協会研修部会に提出しなければならない。

第8条 研修部会の部会長は、重症心身障害看護師の教育機関として認定した教育機関を本協会に報告する。

第2節 重症心身障害看護師研修受講の申請

第9条 重症心身障害看護師研修の受講を希望する者は（以下「出願者」とする）は、次に定める者であること。

- (1) 看護師の資格取得後、原則として通算 5 年以上の実務経験を有すること。そのうち通算 3 年以上は重症心身障害看護領域の実務経験を有すること。
- (2) 重症心身障害看護師研修受講後も継続して重症心身障害看護に従事する意欲が高いこと。また、各職場で他職員に対し指導的役割を果たす見込みがあること。
- (3) 勤務先の施設長の推薦があること。

第 10 条 出願者は、次の各号に定める書類を認定された教育機関に提出し、受講審査を受けるものとする。

- (1) 重症心身障害看護師研修受講申込書
- (2) 勤務先の施設長の推薦書

第 3 節 受講資格審査

第 11 条 細則 6 条の規定による教育機関は、受講資格審査を行い、重症心身障害看護師研修の実施に関する各教育機関で定める。

第 12 条 受講者は所定期間内に必要単位を取得するものとする。

- 2 取得単位科目は、所定期間以上経過した場合、無効とする。
- 3 やむを得ない理由がある場合は、別に定める単位取得期間延長申請書を提出し、承認を得、3 年以内に単位を取得するものとする。

第 4 章 重症心身障害看護師の認定

第 1 節 重症心身障害看護師を認定する審査会

第 13 条 認定審査会は、5 名以上の委員をもって構成する。研修委員は審査会委員を兼務することができる。

- 2 審査委員の構成は、重症心身障害看護の専門家を含まなければならない。
- 3 審査委員の任期は 4 年とし、再任を妨げない。
- 4 審査委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。

第 14 条 審査委員会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

第 15 条 議決は、出席者の過半数によって行う。

第 16 条 認定審査会の委員長は、議事録を作成し保管する。

第 2 節 認定の申請

第 17 条 申請者は、次の各号に定める申請書類を本協会が定める審査料とともに、本協会認定審査会に提出しなければならない。

- (1) 重症心身障害看護師認定審査申請書
- (2) 履歴書
- (3) 看護師の免許証の写し
- (4) 重症心身障害看護師教育機関が発行する教育課程修了証の写し

(5) 研究論文・課題レポート

2 既納の審査料はいかなる理由があっても返還しない。

第3節 重症心身障害看護師の審査及び認定

第18条 認定審査会は、規則第14条の規定により重症心身障害看護師認定審査の申請者に対し、申請内容の審査を行う。

2 研究論文及び課題レポートの得点及び合格基準は、請求のあった個人に開示する。

3 公表及び開示の方法は、研修部会が別に定める。

第19条 審査委員会は、審査結果をもとに審議を行い、認定合格者を理事会に報告する。

第5章 重症心身障害看護師の認定の更新

第20条 規則第18条の規定により、認定の更新を受けようとする者（以下「認定更新申請者」という）は、認定取得後5年間で次の各号のすべてを満たしていなければならない。

(1) 継続して重症心身障害看護に従事していること。

(2) 研修部会で認めた学会及び研修会等への参加や発表、または研修講師等自己研鑽の実績が規定の内容で、30ポイントに達していること。

第21条 認定更新申請者は、次の各号に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに、本協会認定審査会に提出しなければならない。

(1) 重症心身障害看護師認定更新申請書

(2) 履歴書

(3) 勤務先の施設長の推薦書

(4) 認定証取得後5年間の活動報告書

(5) 認定証取得後5年間の自己研鑽の実績報告書

2 既納の審査料は、いかなる理由があっても返還しない。

3 認定更新の申請期間については、審査委員会が別に定める。

第22条 規則第18条の規定にかかわらず、病気その他やむを得ない理由があると審査委員会が認めた者については、同条に規定する期間を延長することができる。

第6章 細則の変更

第23条 この細則については、研修部会及び理事会の議決を経て変更することができる。

附則

1 この細則は平成25年4月1日から施行する。なお、この細則は公益社団法人日本重症心身障害福祉協会の登記の日に「社団法人日本重症児福祉協会を公益社団法人日本重症心身障害福祉協会」と書き換える。

2 この細則の発効前において「社団法人日本重症児福祉協会認定 重症心身障害認定看護師」として登録されている者は、「公益社団法人日本重症心身障害福祉協会認定 重症心

身障害看護師」と名称変更した上で、そのまま認定される。

(平成27年10月12日一部改正)

この細則は平成27年4月1日から施行する